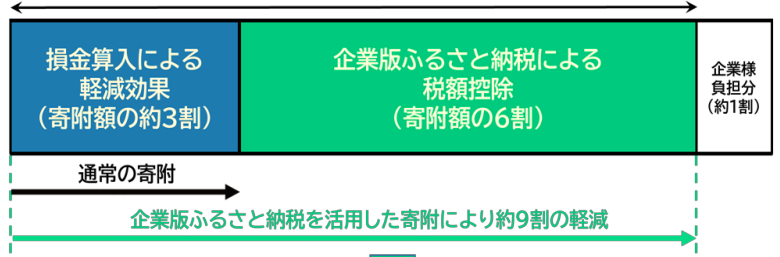


赤穂市へのご寄附のお願い(企業版ふるさと納税)

1. 企業版ふるさと納税概要

国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される仕組みです。



損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、地方創生応援税制による税額控除(寄附額の最大6割)により、**最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。**

例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成

地域再生計画



③計画の認定

④寄附

企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体(法人住民税・法人事業税)



国(法人税)

2. 企業様のメリット



法人関係税の軽減
(最大約9割)



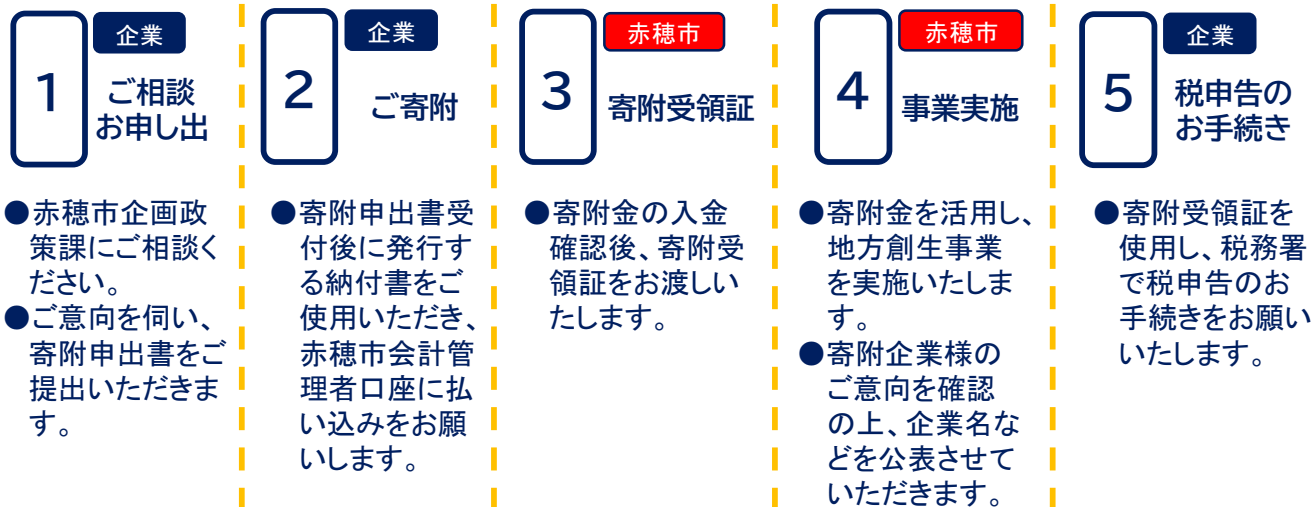
社会課題解決に取り組む
企業としてのPR効果



赤穂市との新たな
パートナーシップ構築

赤穂市へのご寄附のお願い(企業版ふるさと納税)

3. ご寄附いただく際のお手続き

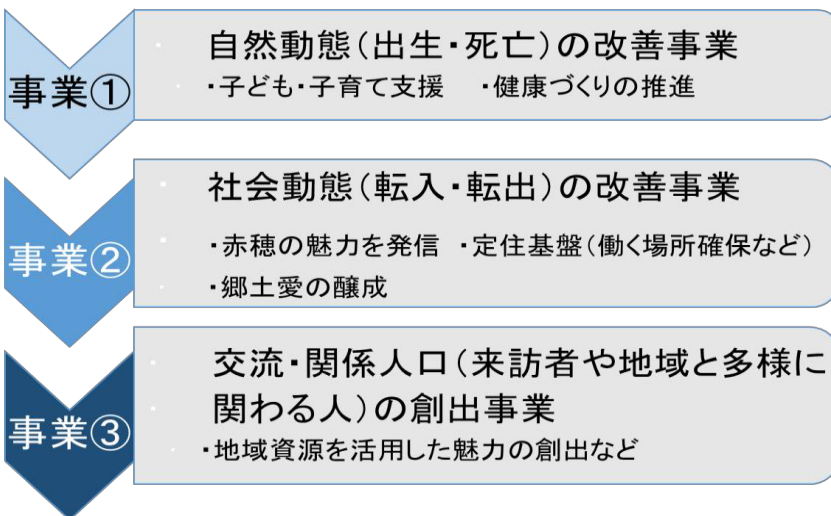
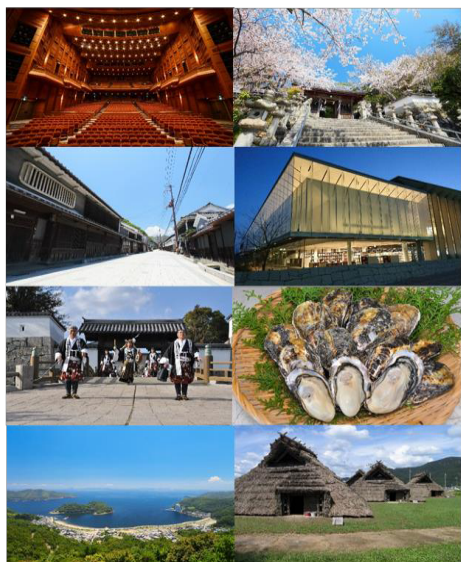


4. 寄附金を活用して実施する事業

赤穂市は、人口減少に起因する社会課題を解決するため、次の施策に取り組んでいます。

本制度を活用し、企業様とのパートナーシップを構築しながら、社会課題の解決に向けた事業を推進していきます。

「赤穂市とともにこの社会課題を解決したい」という事業アイデアがありましたら、ぜひご連絡をお願いします。



【お問合せ先】

赤穂市 産業振興部 商工課 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地
TEL:0791-43-6838 FAX:0791-46-3400 MAIL:kigyoritchi@city.ako.lg.jp